

京都市告示第 509 号

京都市地域特産物需要拡大センターの指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から，京都市地域特産物需要拡大センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき，臨時の開所について，次のとおり申請があったため，これを承認します。

平成 27 年 12 月 11 日

京都市長 門川大作

臨時に開所する日時

| 開所日                  | 開所時間             |
|----------------------|------------------|
| 平成 27 年 12 月 29 日（火） | 午前 9 時から午後 5 時まで |

（産業観光局農林振興室農政企画課）